

柏行審第50号の4
令和3年9月27日

柏市長 秋山浩保 様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和3年2月4日付け柏保政第665号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った令和2年12月22日付けの保有個人情報の不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和2年9月10日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

ケース記録票

令和2年6月11日に開示請求したうちの72頁及び73頁

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

令和元年11月1日のケース記録票

(3) 実施機関は、開示請求者に対し、令和2年9月25日付けで保有個人情報の部分開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は、実施機関に対し、令和2年11月11日付けで本件保有個人情報の訂正請求を行った。

ア 72頁13行から19行は巧妙に事実を真逆にした不実記載である。(訂正請求1)

(ア) 医師の見解は転居が病状に良くないどのもので、14行の記載は真逆であり不実記載である。

(イ) 17行、転居指導が10月から始まったなどということは無関係であり、医師の誤認識でなく不実記載である。

(ウ) 平成30年6月に川上職員から転居を促され同意したことは事実だが、同年11月以降、開示請求者は転居に不同意との意思表示をした。翌年6月18日にも転居に不同意の意思表示をしている。

(エ) 開示請求者の病気性質に対する知識が欠如している。

イ 25行目から滑稽極まりない不実記載あり。26行に記載の病状調査の結果は、医師が令和元年11月19日に市役所に提出したもので、この時点で病状調査の結果など知りえるわけがない。(訂正請求2)

ウ 73頁1行から16行、不実記載である。記載した職員が開示請求者を侮辱し誹謗中傷した記載である。(訂正請求3)

(ア) 1行から5行、医師は転居を許可していない。

(イ) 6行、XXXXXXXXXXは審査が通るかどうかなど分かるわけがない。

(ウ) 10行、XXXXXXXXXXから更新料の督促などされていない。

(エ) 13行、医師は転居を許可していない。

(オ) 14行、前述したように真逆である。

(カ) 15行16行、前述したように退去勧告などありえない。

(5) 実施機関は開示請求者に対し、条例第35条第2項の規定により、保有個人情報不訂正決定の通知をした。

(6) 開示請求者は、本件保有個人情報の不訂正決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、令和3年1月4日付けで実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件処分を変更し、保有個人情報の一部を訂正する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 訂正しない理由1について、証明となる資料が添付されておらず、話にならない。担当に確認したのでは理由にならない。担当が真実（事実）を語ってるかどうかの証明がない。個人記録に記載されている内容が事実というなら、証明になる資料が審査請求人が提出するのでなく生活支援課が提出すべきである。

イ 訂正しない理由2について、病状調査の結果を医師が生活支援課に提出したのは11月19日であると主治医から確認を取っている。不訂正ならば、病状調査結果の写しを添付するのが普通である。11月19日に主治医が提出したものが同月の1日に記載されているわけがなく、調査日と提出日を混同している。個人記録に記載されている内容が事実というなら、証明になる資料が審査請求人が提出するのでなく生活支援課が提出すべきである。

ウ 訂正しない理由3について、主治医に確認したところ、令和元年11月1日に転居はしないように生活支援課に伝えているとのことであった。それが不実だというのなら、証明を添付すべきである。審査請求人が送信したFAXの内容を写しとして添付すべきである。審査請求人がFAXに管理会社から督促が来たと記載したとしても、記載内容が事実であることにはならない。審査請求人の失念の可能性があり、記載内容が事実かどうかを管理会社に確認しないのは怠慢も甚だしい。審査請求人が管理会社の後任（当時担当は退職している。）に確認したところ、督促の事実など記録にないとはっきり証言している。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

審査請求人が訂正を求めた事項について確認した結果、以下の理由により不訂正とする。

(1) 訂正請求1について

当該保有個人情報に記載した担当者にケース記録記載内容の

審議を確認したところ、事実であるとの回答であり、また、提出資料の記述及び内容から訂正を認めるに足る内容及び心証も得られていないため。

(2) 訂正請求 2 について

病状調査に係る資料を確認したところ、調査日は令和元年 1 月 1 日であることが確認できたため。また、提出資料の記述及び内容から訂正を認めるに足る内容及び心証も得られていないため。

(3) 訂正請求 3 について

記載時点において、医師から転居に関して控えるように助言があったものではなく、転居について注意が必要である旨の記載であるため、記載は適切であると確認した。更新料の督促については、令和元年 10 月 29 日に審査請求人本人から受信したファックスにおいて、当該記載事項が記載されていたことを確認している。さらに、当該保有個人情報を記載した担当者にケース記録記載内容の審議を確認したところ、事実であるとの回答であり、また、提出資料の記述及び内容から訂正を認めるに足る内容及び心証も得られていないため。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、生活保護者の最低生活の保障及び自立の助長に資するための取り組みや関係機関からの取得情報、協議調整内容等を時系列で表記し、自立助長を推進することを目的として作成されるケース記録である。

(2) 訂正決定の要件について

ア 条例第 32 条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

これは、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、開示を受けた自己を本人とする保有

個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができることを定めたものであり、請求の対象は事実に限られ、評価・判断には及ばないとの趣旨である。ここでいう「事実」とは、氏名や生年月日、住所、金額、数量等の客観的に判断できる事項をいう。

なお、訂正請求は保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）自体を目的としており、当時の状況等をすべて把握して真実を確認するものではない。したがって、保有個人情報を訂正するに当たり、記載されている保有個人情報が事実と合致していないという客観的な証拠がない場合は、訂正を行うか否かの判断をすること自体が困難となる。

イ 条例第34条は、「訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そして、「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、訂正請求の内容が事実であることが判明したときをいうとされている。

そこで、本件保有個人情報に係る訂正請求の内容が客観的に判断できる事実であるか否かについて検討する。

(3) 訂正決定の該当性について

ア 訂正請求1について

(7) 14行の記載は真逆であり不実記載である。

業務（生活支援課の見解、考え）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。

(4) 17行、医師の誤認識でなく不実記載である。

業務（生活支援課の見解、考え）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。

(7) 転居に不同意の意思表示をしている。

業務（生活支援課の見解、考え）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。

(エ) 開示請求者の病気性質に対する知識が欠如している。

業務（生活支援課の見解、考え）に対する審査請求人の意見であり、客観的な事実の訂正に当たらない。

イ 訂正請求 2 について

調査日が 1 1 月 1 日であるとの記述に誤りはないと認められる。

ウ 訂正請求 3 について

(ア) 1 行から 5 行

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(イ) 6 行

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(ウ) 1 0 行

督促について，事実が客観的に判断できない。

(エ) 1 3 行

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(オ) 1 4 行

業務（生活支援課の見解，考え）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(カ) 1 5 行 1 6 行

業務（担当者の予測，見通し）に対する審査請求人の意見であり，客観的な事実の訂正に当たらない。

(4) 結論

以上検討したとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 2 月 4 日	諮問
2 月 2 2 日	第 1 回審議（事務局から概要を説明）
3 月 9 日	審査請求人の反論書の收受

3月22日	審理手続の併合（計4件）
3月26日	第4回審議
4月26日	第5回審議
5月31日	第6回審議（審査請求人の意見 陳述及び審議）
7月1日	第7回審議
8月4日	第8回審議
8月31日	第9回審議
9月27日	答申